

日本学術会議の在り方に関する検討の論点

・ 基本的性格及び機能

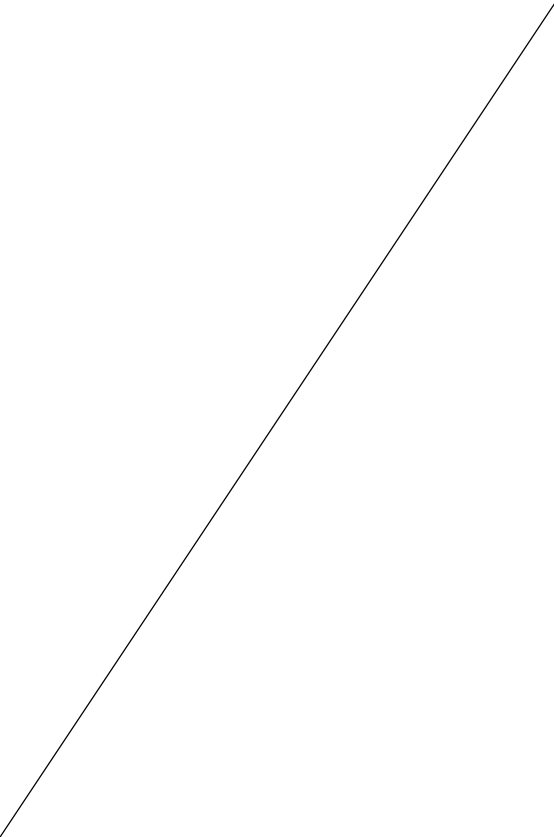
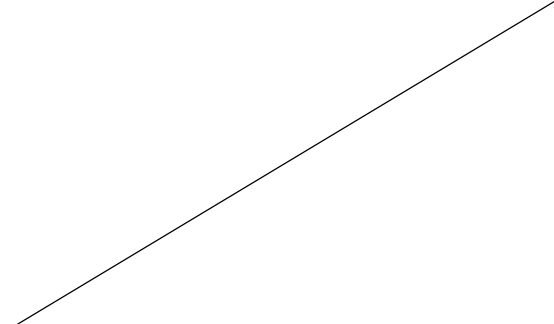
論点項目	日本学術会議（現状）	（参考1）総合科学技術会議	（参考2）外国アカデミー等
<p>（1）<u>基本的役割について</u></p> <p>（2）<u>具体的機能について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 科学に関する連絡・調整 ● 政策提言 ● 調査研究 ● 科学に関する国際交流 ● 国民の啓発 ● 研究助成 ● 栄誉授与 等 	<p><u>基本的性格（日学法2）</u> 我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透</p> <p><u>独立して以下の職務を行う（日学法3）</u> 科学に関する重要事項の審議、実現 科学に関する研究の連絡、その能率の向上</p>	<p>内閣総理大臣のイニシアティブの下、トップダウン的「科学技術政策決定機関」の性格を有する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総理の「知恵の場」として、科学技術政策について企画立案、総合調整 ・ 政策に責任を有する閣僚と専門知識を有する有識者が一同に会し、意見調整をしつつ、我が国の科学技術政策の方向付けを行う ・ 我が国の科学技術政策の形成に直接寄与 	<p>欧米では、学術のエクセレンスの追求が主たる目的 英「科学のエクセレンスの理解」 独「学問的活動と研究の促進」</p> <p>但し、米国は「政府機関からの要請に応じて科学技術全般の事柄に関して調査・検討を行なう」ことを目的</p>
<p>（3）<u>所掌事務について</u> （政策提言機能が必要であるとした場合）</p> <p>政策提言の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府（現行通り） ・ 総合科学技術会議 ・ 一般社会・国民 等 <p>提言の法的性格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告 ・ 諮問に対する答申 ・ 意見具申または建議 ・ 調査研究報告 等 	<p><u>権限</u></p> <p>答申等の相手方（日学法4、5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「政府」からの諮問への答申、「政府」への勧告の権限あり <p>諮問答申事項（日学法4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学に関する助成、交付金、補助金等の予算及びその配分 ・ 政府所管の研究所、試験所等の予算編成方針等 <p>勧告事項（日学法5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学振興及び技術発達方策 ・ 研究成果活用方策 ・ 研究者養成方策 ・ 科学を行政に反映させる方策 ・ 科学を産業・国民生活に浸透させる方策等 	<p><u>権限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総理または関係大臣の諮問に応じて、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策 ・ 予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針 ・ その他科学技術の振興に関する重要事項を調査審議 ・ 必要な場合には諮問を待たずに内閣総理大臣等に対し意見具申 ・ 国家的に重要な研究開発について評価 	<p>欧米では主体的な提言活動が中心 但し、米は政府への提言・アドバイスをを行うことを使命としている</p>

・政府との関係

論点項目	日本学術会議（現状）	（参考1）総合科学技術会議	（参考2）外国アカデミー等
<p>（1）設置形態について 案 行政機関（現行通り） 案 法人化する 案 民間組織とする</p> <p>（2）所管について 案 内閣府 案 総務省 案 文科省</p> <p>（3）財政基盤について 案 全額国費負担 案 国費以外の経費支弁の方途を導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別の機関」として、総務大臣の所轄（日学法1） ・会員の任命は内閣総理大臣（日学法7） <p>経費は国庫負担（日学法1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「重要政策に関する会議」として、内閣府に設置 ・内閣総理大臣が議長、関係閣僚及び有識者が議員 ・議員の任命、指名は内閣総理大臣 ・経費は国庫 	<p>欧米は民間団体が主 （設立根拠として、米・仏は設立法により、英・独は勅許による）</p> <p>但し、仏は、文部省監督のもとにある公的機関（公施設法人）</p>

・組織・機構

<p>（1）選出方法について 案 学協会による推薦（現行通り） 案 メリット・ベースによる co-optation 制（現会員による選出） 案 学協会の推薦者の中から co-optation 制で会員を選出 案 定員を区分して学協会推薦枠と co-optation 枠の併存 （仮に会員選出方法を変更した場合の移行措置は、別途検討）</p>	<p>会員の選出方法・構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学協会をベースとした推薦制（日学法7、17～22の3） <p>s58 改正前は科学者による選挙制（全国区と地方区あり）</p>	<p>議員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長：内閣総理大臣 ・議員は以下の14人 内閣官房長官、科学技術政策担当大臣、関係閣僚、関係行政機関の長（日本学術会議会長）、有識者 ・任期2年（再任可） 	<p>選出方法</p> <p>欧米では、会員による選出（推薦または選挙）</p>
--	--	---	--

論点項目	日本学術会議（現状）	（参考1）総合科学技術会議	（参考2）外国アカデミー等
<p>（2）会員数について</p> <p>案 現行通り</p> <p>案 現在よりも増やす</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員 210 人（日学法 7） ・ 研究連絡委員約 2400 人 		<p>会員数</p> <p>米：正会員 2265 人 名誉会員 83 人 連絡会員 321 人（定員なし）</p> <p>英：正会員約 1200 人 海外会員約 100 人（定員なし）</p> <p>仏：正会員 110 人 連絡会員 220 人（定員あり）</p> <p>独（ゲッチンゲン）： 正会員約 131 人（定員 80 人） 連絡会員 150 人（定員 200 人）</p> <p>独（バイエルン）： 正会員約 140 人（定員 90 人） 連絡会員 160 人（定員 160 人）</p>
<p>（3）任期制について</p> <p>案 現行通り</p> <p>案 業績等の審査により、任期延長を可とする</p> <p>案 終身制とする</p> <p>案 終身制とするが、一定年齢以上は義務軽減又は免除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任期 3 年（9 年まで再任可）（日学法 7 ~ ） s58 改正で再任制限導入 		<p>任期</p> <p>欧米では終身制</p> <p>但し、独では 68 ないし 70 才以上に義務免除制度あり、定員としてカウントしない</p>

論点項目	日本学術会議（現状）	（参考1）総合科学技術会議	（参考2）外国アカデミー等
<p>（4）部門について</p> <p>案 現行通り</p> <p>案 現行どおり7部門制だが、部門ごとの定員は柔軟に変更できる仕組みとする</p> <p>案 人文社会科学と自然科学の2部門とする</p> <p>案 部門を設けない</p>	<p>・7部門制（日学法10）</p> <p>各部門の定員は政令で規定（昭和59年の政令制定以降、部門ごとの人数構成に変更なし）</p>	/	<p>部門</p> <p>米（全米科学アカデミー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6部門（自然科学及び社会科学） ・他に工学アカデミー、医学院あり <p>英（王立協会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2部門（自然科学のみ） ・他に、工学アカデミー、ブリティッシュアカデミー（人文系）あり <p>仏（フランス科学アカデミー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2部門（自然科学のみ） ・他に4つのアカデミーあり <p>独</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然科学と人文科学の2部門
<p>（5）多様な会員登用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい学術領域、若手、女性、地方などからの積極登用等を図るため、一定の会員枠を設定 ・外国人会員制度を設ける 等 	<p>・18期会員は、産業界2人、女性7人</p>	/	<p>会員の種類</p> <p>欧米は、海外会員や連絡会員等の会員ランクあり</p> <p>仏：会員の半数を55歳以下とする規定あり（15年前より）</p>
<p>（6）運営体制について</p> <p>業務執行体制について</p> <p>案 現行通り</p> <p>案 案件によっては、あらかじめ総会の定めにより、部会等の結論をもって総会の意思決定に代える</p> <p>案 執行機関を置く（理事会等）</p> <p>役員について</p> <p>案 現行通り</p> <p>案 主要役員の特任化（会長、副会長等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任役員のみ手当支給 ・専任役員含め手当支給なし 	<p>会議の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会、部会を設置（日学法23） ・意思決定は最高議決機関である総会を原則年2回開催して行う（日学法23） ・運営に関する事項の審議機関として運営審議会（日学法14） 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定は月一回の本会議 ・専門調査会、プロジェクト（週一回の大臣と有識者議員会合において議案整理） 	<p>運営</p> <p>米：幹事中心（会長、副会長、海外担当幹事、国内担当幹事、財務担当幹事）</p> <p>英：評議会（会長、副会長を含む21人の会員）</p> <p>仏：会長、副会長、事務局組織</p> <p>独：幹部会（会長、副会長）</p>

論点項目	日本学術会議（現状）	(参考1)総合科学技術会議	(参考2)外国アカデミー等
<p>(7) 研連機能の在り方</p> <p>案 現行通り</p> <p>案 学会連絡機能を強化</p> <p>案 課題等に応じて ad hoc な連絡体制を設けて対処する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究連絡委員会（日学法 15） 		<p>米：外部有識者を入れた委員会で調査活動を行う</p>
<p>(8) 分野横断的な課題への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 分野横断的な総合部会等の設置 横断的分野を扱う「第8部」の設置 部制の見直し 等 	<ul style="list-style-type: none"> 常置委員会、臨時委員会（日学法 15 の2） 		
<p>(9) 事務局体制について</p> <p>専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> エキスパートが育つような人事運用の検討 <p>外部支援の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 任期付任用制度の活用 外部委託の活用 等 	<p>事務局体制（日学法 16）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局長以下総勢 62 名（13 年度末） 構成は、主として行政官であり、定期（約 2 年）でポスト異動 	<ul style="list-style-type: none"> 統括官以下 84 名（定員 42 名）（13 年度末） 行政官、国の研究機関、民間人により構成 	<p>事務局</p> <p>米：NRC として約 1100 人（うち約 600 人がポスドク等の専門スタッフ）</p> <p>英：約 120 人</p> <p>仏：約 60 人（大部分が研究者）</p> <p>独（ゲッチンゲン）：150～180 人（ほとんどが科学者）</p> <p>独（バイエルン）：約 330 人（うち 230 人が科学者、80 人がコンピューター等の技術者）</p>

・活動及び運営

<p>(1) 活動の質的向上の方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者機関による外部評価の導入 内部評価の実施 個別提言についてのピア・レビュー体制の導入 			<p>活動の水準確保の方策</p> <p>特段の措置は講じられていない（会員水準により担保されているという考え方）</p> <p>但し、米では、作成されたレポートを、会員から選出されたレビューアーによってレビュー（再審査）している。</p>
---	--	--	---

・移行措置について

- 仮に設置形態を変更する場合の移行措置
- 仮に会員選出方法を変更する場合の、初回の選出方法等